

◎議 事 日 程（第5号）

平成29年12月22日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 承認第3号 専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第3 議案第30号 第2次愛西市総合計画の策定について
- 日程第4 議案第31号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第32号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第33号 愛西市立保育園設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第34号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第35号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第37号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第38号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第39号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第40号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第41号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第42号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第43号 愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第44号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第45号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第46号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第47号 平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第48号 平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第49号 平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第23 議案第50号 平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第51号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第25 請願第6号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第26 議案第52号 独立当事者参加について
- 日程第27 発議第3号 愛西市議会基本条例の制定について
- 日程第28 発議第4号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 発議第5号 愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第30 意見書案第8号 待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書について
- 日程第31 意見書案第9号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書について
- 日程第32 意見書案第10号 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書について
- 日程第33 意見書案第11号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書について
- 日程第34 発議第6号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第35 委員会付託について
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 永 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	伊 藤 裕 章 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	足 立 信 夫 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	水 谷 辰 也 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案等が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第52号並びに発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第6号並びに意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号及び意見書案第11号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

なお、発議第6号については、会議規則第109条の規定に基づき、議会運営委員会の閉会中の継続審査とする旨を申し出ます。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたします。

日程を差しかえますので、ここで休憩をとります。再開を10時10分からといたします。

午前10時02分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

本日の議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務協働委員長、報告をお願いします。

○総務協働委員長（大宮吉満君）

それでは、総務協働委員会の結果を報告いたします。

総務協働委員会は、12月13日午前10時から開催し、当委員会に付託を受けました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいております。

ますように、承認第3号：専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））については、質疑の中で、選挙備品の反転ユニットとは何かという質問では、開票時に投票用紙の表裏を自動で整えるもので、開票時間短縮に役立つため追加したものですという答弁でございました。

採決の結果、承認第3号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定については、主な質疑で、基本構想が基本計画のように前期・後期の4年で分けられていないのはなぜかという質問では、実施計画や基本計画とは違い、愛西市の目指すべき方向性を示す基本構想は短いスパンで変えるべき内容でないため、8年間としていますという答弁でありました。

また、基本計画にある指標は実現可能な数値として上げているのかの質問では、将来を見据えて意欲的に取り組むという観点から、高い値で設定してあるものもありますという答弁でありました。

採決の結果、議案第30号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第31号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、質疑の中で、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、その実施が行われない当面の期間とはいつかという質問では、育児休業の申し込み中に入園ができる見込みが立たない期間のことですという答弁でありました。

採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議については、質疑の中で、改正によって削除した理由は何かの質問では、すぐれた知見を有する者という選任事例が数年にわたってないという現実に即した形にするための改正ですという答弁でありました。

採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、議案第43号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定については、質疑の中で、指定管理者指定申請団体数が非公募となっているが、最初から非公募と決定していたのか、また地元団体がよいとした理由は何かの質問では、愛西市の指定管理者制度調整会議において非公募という方針が決定されました。地元団体が管理・運営することで、コミュニティ活動の強化や市民協働の推進が期待できると考えましたという答弁でありました。

個別採決としまして、採決の結果、議案第37号から議案第43号は、それぞれ全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、質疑もなく、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第46号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情について御審議いたしました。

まず、陳情第7号：地方行政、地方公務員法を逸脱に関する陳情書についてを議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第7号は賛成なしで不採択とされました。

次に、陳情第11号：住民税の「給与所得等の特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に個人番号の記載を中止することを求める陳情書についてを議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第11号は賛成少数で不採択とされました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、福祉消防委員長、報告をお願いいたします。

#### ○福祉消防委員長（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会の結果を報告いたします。

福祉消防委員会は、12月14日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正については、主な質疑で、指定管理となった場合の保育料はどうなるのかの質問では、保育料は愛西市が定めるものなので、公立の保育所でも指定管理になっても変更ありませんという答弁でした。

また、国の交付金等の関係で、公立よりも私立のほうが市の財政的には有利であるという部分の試算はどうなっているのかの質問では、人件費や運営費が削減できます。人件費のほかに、例えば運営費での市の負担分は公立10分の10が私立4分の1で、毎年3,180万円が削減できますという答弁でした。

採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑の中で、支給認定証の交付等、現在の愛西市の対応と変更部分はどこかの質問では、現在発行している通知書に加え、支給認定証も発行できるようにするものですという答弁でした。

採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第35号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑の中で、児童措置費において途中入所増加60名ほどは市内か市外か、またどのような理由なのかの質問では、市内の方で、転入のほか産休明けの方の申し込み等による増加ですとの答弁でした。

反対討論もありましたが、採決の結果、議案第46号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成対数で原案のとおり可決されました。

議案第47号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑の中で、電算業務委託料についてマイナンバー対応の具体的な業務内容は何かの質問では、マ

イナンバーを利用した他自治体からの照会と回答のための改修業務ですという答弁でした。

反対討論がありました。採決の結果、議案第47号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第48号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑の中で、総合事業が開始され、チェックリストにかかった人も含めた目標値としているのかとの質問では、今後のものについても含めて検討しますという答弁でした。

反対討論がありました。採決の結果、議案第49号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願については、質疑もなく、賛成討論がありました。採決の結果、請願第6号は賛成少数で不採択となりました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審議いたしました。

まず、陳情第8号：国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改正のための財源確保を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第8号は全員賛成で採択されました。後ほど委員会としてこの意見書を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、陳情第9号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、3つの意見書案を審査いたしました。

まず、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書（案）については、委員による意見交換の後、採決では全員賛成で採択されました。

次に、介護保険制度の改善を求める意見書（案）については、委員による意見交換はありましたが、審議未了となりました。

次に、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書（案）については、委員による意見交換の後、子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付で実施するという項目及び関連字句を削除した内容に修正した上で、全員賛成で採択とされました。これも後ほど委員会としてこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、陳情第10号：福祉保育職場の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情を議題として、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第10号は全員賛成で採択されました。後ほど委員会としてこの意見書案も提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、建設文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設文教委員長（鷲野聰明君）

建設文教委員会の結果を報告いたします。

建設文教委員会は、12月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑の中で、フットサル場はいつから予約可能なのか、またゴールネットは常設なのかの質問では、利用の1カ月前から予約可能で、ゴールネットは常設ですという答弁でした。

反対討論及び賛成討論の後、採決の結果、議案第32号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定については、質疑の中で、永和地区公民館の指定管理において費用面の削減額は幾らほどなのかの質問では、人件費において年間220万円程度の削減になると試算しているという答弁でした。

採決の結果、議案第44号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定については、質疑の中で、道の駅におけるイベント開催内容はどうかの質問では、道の駅発足何周年記念、ハスの花祭り、大感謝祭など、時期、季節に応じたイベントなどを計画していますという答弁でした。

採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑の中で、堆肥・飼料に対する補助金は誰が申請できるのかの質問では、複数の農業者による組織で、愛知県の認定を受けたエコファーマーが申請できます。現在2団体ですという答弁でした。

採決の結果、議案第46号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）については、質疑の中で、職員の1人増員による労働環境の変化はどうかの質問では、残業時間は減ったが、業務内容がふえた部分もあるという答弁でした。

採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）については、質疑の中で、愛知県に道路改良費の負担を求めるべきではないかの質問では、県に対しての要望調整後の内容ですという答弁でした。

反対討論及び賛成討論の後、採決の結果、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。



[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第3号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・承認第3号：専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第3号を採決いたします。

承認第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第30号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定についてを議題として討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

おはようございます。お願いします。

議案第30号の第2次愛西市総合計画の策定について、この計画は見直されるべきであり、反対の立場で討論をいたします。

今、プラン・ドゥー・チェック・アクションというPDCAサイクルによる行政運営というのが基本となってきたのではないのでしょうか。そのPDCAで、どの自治体も計画をつくり、チェックをし、次の計画へ生かすという行政運営を取り組まれているのではないのでしょうか。しかしながら、この第2次計画は、第1次計画の10年についてのチェックということであると、本文上特に明確にされていない状況であり、またそのチェックに基づいたアクションを起こしていくという次の計画の第2次計画というのは、1次計画と2次計画の間での位置づけが大変不明瞭になっているのではないか、そのように考える次第です。第1次計画総合計画によって、できたこと、できなかったことというのが明確に評価をされていないのではないのでしょうか。

第1次計画については、各基本施策に対しても主な取り組みの記載があり、また指標が決められています。その指標についてどれくらい第1次計画の中で達成されたのか、達成されていないのか、またどう評価をし、課題を出し、次の行動に生かしていくのかといった内容については、この第2次計画については深い分析がなされていないと感じました。PDCAサイクルを確立して、そしてこの第2次計画に明確に反映がされる、そのことによってより発展的に将来の愛西市像が明確になるのではないかと考える次第であります。

また、第1次計画においては、市民の満足度の評価として、アンケートの中でも満足度を上げていくということも評価としてはありましたが、今回については第1次計画での満足度がどのようなになったのかという結果の報告もなく、継承的、発展的な計画とはなっていないのではないかと、そのように考える次第です。

また、指標の設定についても、第1次計画との整合性もなく、第1次計画の評価もありません。PDCAサイクルによって、らせん階段のようによりよく一步一步上がっていく、そんなことがなければ、この愛西市の将来像というのは明確になってこないのではないのでしょうか。第1次計画から第2次計画に発展的に計画が練り直される、そのような第2次計画であるべきだというふうに考え、この第2次計画については今まきに見直されるべきであり、賛成することはできません。これから8年間の愛西市の将来像と方向性が第2次計画によって定められるということは、大変疑問である次第でございます。

以上のことから、この第2次愛西市総合計画の策定については見直されるべきであり、反対であります。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について討論を行います。

愛西市が合併で誕生して13年目になります。合併のときに市民に説明した総合支所を残して住民サービスを低下させないようにする、この約束は破られ、立田・八開・佐織地区から、保健センター、期日前投票所、総合支所が廃止されました。今後はさらに、立田・八開地区の小・中学校の統合、永和地区の出張所の廃止や公立保育園の民営化が進められようとしております。この間の住民サービスの切り捨ては、立田や八開地区ほど人口減少が大きいという周辺部が寂れる状況をつくっています。第2次総合計画は、合併による中心部と周辺部のひずみを是正するものになっておりません。

そして、住民のための公共サービスについては、公的責任を投げ捨て、行政がやるべき仕事を民間に丸投げして市場原理に委ねる動きも進めました。PFI、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことを活用した給食センターの建設を初め、体育館や運動場、公立図書館などの社会教育施設、老人福祉センターや児童館など福祉施設の指定管理を進めました。今後は、公立保育園の民営化や民間譲渡を計画しております。第2次総合計画では、行政改革の名のもとに、さらにこれを推進しようとしております。

地方自治体は住民福祉の機関であり、国の行政改革の下請機関ではありません。地方自治体が国の悪政から住民サービスを守る防波堤としての役割を果たし、どこに住んでいても必要な行政サービスが受けられるような総合計画が求められていることを述べて、反対といたします。

**○議長（大島一郎君）**

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・近藤武議員、どうぞ。

**○3番（近藤 武君）**

それでは、議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第2次愛西市総合計画は、愛西市自治基本条例といった市民参加によって作り上げられた条例に基づき、策定作業が進められてきました。第1次総合計画の策定以降、人口減少、少子・高齢化のさらなる進行、そして地方交付税の合併算定がえによる優遇措置も終了間近となり、厳しい行財政運営となることは明らかであります。こうした中、これからの市、市政運営で重要となってくることは、市民との協働によるまちづくりと計画的な行財政運営だと考えられます。

本計画では、3つの基本理念の1番目に協働によるまちづくりを掲げており、各施策に市民協働の取り組み例を掲載するなど、市民との協働について理解を深めるための工夫がされておると思っております。また、第1次総合計画で設定のなかった財政計画が盛り込まれました。これにより、しっかりと将来を見据えた上での行財政運営が期待されます。

さまざまな角度から幅広く市民からの意見聴取を行い、全庁を挙げて作成された第2次愛西市総合計画が絵に描いた餅にならぬよう、各施策で活用されることを期待させていただきまして、賛成討論といたします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○5番（竹村仁司君）**

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について、賛成の立場から意見を述べます。

自治基本条例に基づき策定される第2次愛西市総合計画は、市と市民との協働の根幹をなすもので、平成30年度から平成37年度までの8年間における市民、団体、事業者、行政が目指すべき共通の指針となります。平成20年3月の第1次愛西市総合計画の策定以降、人口減少、少子・高齢化のさらなる進行、それに伴う地域経済の縮小など、取り巻く環境が大きく変化しています。したがって、時代に合わせた新たな本市の将来像、将来像の実現に値する政策をまとめ、持続可能なまちづくりを進めるための新たな視点に立った行財政運営の指針となる第2次愛西市総合計画の策定が必要となります。

策定に当たっては、本市の最上位計画に当たる総合計画であることから、全庁を挙げた職員

参画の手法がとられています。さらに、市民の皆さんの声を集めるべく、昨年度には18歳以上、また小・中学生を対象としたアンケート調査、本年に入って市内7カ所における「将来の愛西市への希望」（あなたが望む8年後の愛西市）に関して、市民の皆さんの意見の収集を行っています。

また、市と市民の協働の観点から、昨年から本年にかけて総合計画市民ワークショップが設けられ、一般の部では28名の総合計画市民ワークショップ委員が、3つの部会に分かれて各テーマに沿って課題の検討を行いました。また、高校生の部では20名の高校生ワークショップ委員が、愛西市の将来について、その課題について語り合っています。こうした市民の皆さんの声は、第2次総合計画の中に重点プロジェクトとして反映されています。7つの基本目標に沿って具体的に進めるさまざまな施策を位置づけています。

大切なのは、この基本計画の中に盛り込まれた市民の皆さんの声が含まれたプロジェクトの実現です。市と市民の皆さんとのより深い信頼関係を結ぶためにも、基本計画が実現可能な計画となるよう、より具体的で現実的な実施計画を立てていただくことをお願いし、議案第30号に賛成いたします。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の総合計画で大事なことは、策定後に市の羅針盤として活用されるかどうかだと私は思います。今回の第2次愛西市総合計画の策定では、課長補佐級三十数名以上の方がワーキングチームを組織し、策定を進めるエンジンとなりました。また、課長補佐以下の係長、主任、主事級による職員ワークショップも開催されておりました。実際に各事業に携わる職員が今回の総合計画の策定にかかわることは、計画を意識して仕事をする体制づくりのためには効果的な手法であり、今後の運用に生かされる取り組みであると私は思います。

基本計画の内容に関して、施策体系が行政の分野を基本として整理されており、実効性の高い計画に仕上がっています。また、主な取り組みでは、一つの取り組みに複数の課を掲載するなど、横の連携を重要視しつつ明確な目標値として指標を設定しており、各取り組みへの積極的な意欲が感じられております。

これらの点から、愛西市の最上位計画として実効性の高い内容であると判断し、私は賛成いたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について、賛成の立場で討論いたします。

今回、市民協働ということが大きく打ち出されております。私も平成15年に議員になりました

たが、この市民協働を達成したいということで議員になった、これがきっかけであります。立田村でも、子育て支援センターをつくる時に初めて市民との協働ということで、市民参画で施設設計とかがされました。そういった面で、今後、愛西市では超高齢化が進めば、さらに市民協働が必要になってくると思います。そういった面で総論において、この計画というのはなかなかよくできているのではないかなということで評価をしております。

しかし一方、全体を読む中で幾つか課題に感じているところがありますので、その課題について少し述べさせていただきたいと思います。

まず市民協働についてであります。市民協働を進めていく上で、市民の活動が継続的に行われるためには、市はどのような支援をする必要があるのか、その視点を市が考えていくのが市の役割だと思っておりますが、まだまだ市の職員においては、市民は無償ボランティアが当たり前というような意識がかなり残っているのではないのでしょうか。そういった面で、全職員の意識改革が必要だと思っております。この計画を進めていく上で、全職員に市民協働の意味と理解していただくということが最前提になるのではないかと思います。

また、補助金についても、合併当初から、団体への補助ではなく、団体が行う事業への補助に切りかえていくべきということで議会で何度も取り上げ、そういった方向性が示されておりましたが、まだまだ不十分な状況であります。これは、団体を育てるという意味で、事業にきちんと補助を出し、そして事業をしながら団体を育てていくという形をとらないと、なかなか市民との協働は達成できないであろうと思っております。

次に、指標についてですが、例えば今回、地域コミュニティの組織力強化が上がっております。これを例にとりますと、この指標というのが団体の数とか補助件数とかになっており、市民協働によって地域の福祉にどれだけ貢献できているのかの指標にはなっていません。定期的な指標の見直しと、行政評価システムと連動して総合計画を評価する仕組みをつくっていかねばならないと思っております。この点は第1次の総合計画においてもそうであって、公園の数とか、そういった物理的な数において指標が定められておりました。それだけではこの総合計画が達成できているかどうかの評価はできないと思っておりますので、評価の仕方について今後検討が必要であろうと思っております。

また、今回、いろんな目標を達成するに当たって、各部署に役割が決められております。しかし、縦割りでは達成できないことについて少しお話をさせていただきたいと思います。

例えば環境に優しいまちづくりを目指すとして、生物多様性の保全の取り組みをすると書いてあります。とてもこれはいいことでもあります。しかし一方、昨日、全員協議会で木曾川と長良川の中堤を利用した観光についての資料が配付されました。あの中堤は、立田村のころから貴重な生物が生存するということで保全されてきており、できるだけ人が入らない方針をとっていました。市の環境基本計画にも生物多様性の保全のことが書かれているはずですが、しかし、環境保全の説明は何らなく、こういった環境保全のことが配慮されて開発をされているんだろうかと心配になっております。環境部局はさまざまな開発に対して意見を述べ、チェックしていく立場です。そういった面で横のつながり、そういったものをきちんとつくっていかねば

ばならないと思っております。

4つ目に、介護・高齢者の福祉についてであります。この指標が、多様なサービスが提供できる実施機関の数というふうになっております。議案質疑でも質問させていただきましたが、民間事業所も含めるのか、総合事業の住民主体のサービスのことを言っているのか、明確な答弁はありませんでした。運用する上でどのような機関を指すのか、いま一度明確にすべきです。

以上、課題を述べさせていただきましたが、運用する上でこういったことを検討いただくということで、総論として賛成をいたします。

**○議長（大島一郎君）**

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

**○8番（大野則男君）**

それでは、議案第30号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

多くの議員さんが言っておられることと重なる部分もありますが、私なりのお話をさせていただきますと思います。

まず、市の最上位計画となる第2次愛西市総合計画は、市の全ての分野にかかわる唯一の計画となります。つまり、さまざまな年齢層や地区の方々にかかわる計画であり、市民の意見をいかに計画に反映させるかが重要であると言えます。その点では、一般市民向けのワークショップはもとより、高校生を対象としたワークショップの開催、そして市内7カ所の施設での意見収集用の掲示板の設置など、幅広い世代から意見を集めるためにさまざまな取り組みが実施され、それら意見は重点プロジェクトとして計画に反映されておられました。

市民ワークショップは誰でも傍聴可能となっておりますので、一般市民向けのワークショップと高校生ワークショップの双方を傍聴いたしました。市の将来のために市民の皆さんが活発な議論を交わし、市の課題などを洗い出している姿を拝見し、計画をつくる中でも市民協働が実践されていることに共感いたしました。

これほど市民参加を実践し、つくり上げられた本計画に対し、多くの方々が熱心に御協力いただいたことに感謝をしたいと思います。「ひと・自然 愛があふれるまち」の将来都市像実現を目指して、この計画がきちっと機能し、各事業に取り組まれることをお願いいたしまして、議案第30号に対して賛成討論とさせていただきます。

**○議長（大島一郎君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第31号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第31号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第32号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第32号：愛西市スポーツ市施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、新しくできるフットサル場についての使用料を定めること、そして夜間の使用の期間については規則で定めるようにしたこと、また夜間の使用の時間についても新たに定め、延長をしたということ、そして18時以前の時間帯でも照明を使用できるというふうに変更したことが主な内容であると思います。夜間の期間について、また長く時間が使用できるように、また18時以前に暗くなってしまうときに照明を使用したい、こういう声はこの間、利用者から強い要望として私のところにも寄せられているところでもありますので、評価できる内容であります。しかしながら、安価で安く利用しやすいということに対して応えられているのかについては、疑問のあるところでもあります。

議案質疑では、愛西市の使用料の見直し方針により決定をしたという答弁があり、計算内容についても報告があったところではありますが、委員会ではこの方針の内容によるコストの計算という内容についても明らかになったところではありますが、コストの計算については人件費と物件費を算入するというふうに見直し方針にはあります。それに基づいた内容でいうと、人件費は大体0.45人工という内容で人件費を計算し、237万円がコストの内容となったという報告がありました。また、差し引きをすると物件費は1,274万円であるという回答もありました。

この愛西市の使用料の見直し方針については、使用原価についての計算の仕方が規定されており、同時に、コストについては人件費と物件費を算入するというふうに定められておるところであります。その物件費については、大規模修繕は非算入というふうに決められているのが、この見直し方針であります。このみずから決めた見直し方針によらず、委員会の中では物件費の中に施設の人工芝の張りかえ費用、7年間で3,200万円というものが含まれていることが明らかになりました。これは1年当たりになると、457万円の費用がコストに算入されているということになります。

ことしの4月からの施設の使用料の値上げについては、私自身は反対で納得のいくというものではありませんが、今回のフットサル場の使用料については、愛西市の使用料見直し方針から考えても甚だ疑問である設定となっているのではないかと、そのように考える次第です。施設の使用料についても、一つのルールで一つの考え方で施設の使用料を決めていく、そのことが公平性の原則ではないかというふうに疑問に思うところでもあります。フットサル場の使用料については、大規模修繕の費用3,200万円の物件費をコスト計算から除くのであれば、1時間当たり1,300円という今の使用料の設定から910円という金額になり、親水公園の体育館の使用料、1面790円にも近くなり、より利用しやすくなるのではないかとというふうに考える次第です。

繰り返しになりますが、使用料というのは、その時々の方の担当者の思いで左右されるものではなく、今回の使用料の設定については公平性を欠いたものではないかというふうに考え、賛成することができません。

また、フットサルコートをつくることとなった当初の計画においては、全て合併特例債とする計画であったという報告がありました。私は今まで議会の中でスポーツ振興くじ助成金の申請を行うように求め、取り上げてきたところでもあります。今回、申請を行うことによって3,624万円の助成金の交付が実現したということは大きな成果であり、評価をしておるところであります。今後、この助成金の交付により財源の組み直しを行うと思いますが、この組み直しによってできる財源を一般会計に充当するというのではなく、フットサル場の施設の充実、例えば夏の暑さ対策として日よけのベンチをつくるですとか、フットサル場の地面の温度を下げるための例えば水をまく施設をたくさんつくるですとか、そういったことに利用できないものかというふうに考えておる次第であります。

この施設をつくるに当たって助成金をいただいたという状況であるならば、より利用者が利用しやすいようなスポーツフットサルコートの改善を行ってほしいということを要望いたしまして、反対討論といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）



議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の親水公園運動場にフットサルコートを整備することにより都市公園整備事業が完了する中、整備に対しての補助金の活用や防犯カメラを設置し安全対策を進めていくこと、また利用者の利便性を考えフットサルコート近くにトイレを設置するなど、利用者に対してきちんとした環境整備がされていくことだと考えております。

また、利用目的に関しましても、少し条件がある中でありますが、フットサルに限定せず多目的に使用できるなど有効利用ができ、使用時間に関しましても、親水公園利用者の多数の要望を取り入れ、通年の夜間使用となり、ますます利用しやすい環境ができたのではないかと考えております。

本議案により愛西市のスポーツ施設の充実と利用者の拡大、市民の健康増進にも寄与できると考えておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を11時15分からといたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第33号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について。

今回の条例改正は、市立保育園に指定管理制度を導入すること、民営化することの提案です。愛西市公立保育園の運営に関する方針及び実施プランで、具体的には永和保育園の民営化、民

間譲渡を提案しております。住民の多様なニーズに応えるならば、その中に公立保育園という選択肢が必要です。永和地区は、1公立保育園、1公立小学校、1公立中学校と、子供たちが同じ仲間成長できる地域です。このような安定した子育て環境を行政がなくしていくことは、まさに住民サービスの切り捨てです。永和保育園民営化の説明会で寄せられたアンケートでも、入所希望、公立が57人、48.3%、どちらでもいい35人、29.7%、私立2人、21.2%となっており、公立保育園を続けてほしいという声は多数です。これを尊重して進めることが行政の責任であると考えます。よって、議案第33号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

今回の議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の愛西市立保育園設置条例の一部改正は、公立保育園の運営に指定管理者による運営を加えるというものでありますが、これは既に策定されておりました公立保育園の基本方針にも沿うものであります。公立保育所基本方針は、人口減少、少子・高齢化、合計特殊出生率が低い、保護者のニーズの多様化など、愛西市の保育を取り巻くさまざまな課題に対し、公立と民間が共同で取り組むための方針の策定を進めたものであります。検討委員会、パブリックコメントなど、定められた手順により作成されております。方針策定後は、地域説明会、保護者説明会を開催するなど丁寧に進められており、説明会でいただいたさまざまな御意見に対し、改善策を検討している段階となっておりますが、私は愛西市の子供たちによりよい保育を受けてほしいという共通の願いを公立・民間が一緒になってかなえていくという姿勢は本当に大切であると思います。

公立保育所基本方針によると、今回の指定管理者制度導入は民営化の第1段階で、指定管理者による運営が適正であれば、完全民営化に移行するということでもあります。完全民営化がされれば、保育所運営費、施設整備に係る費用など市の負担軽減がされる財政的なメリットがあることに加え、保育内容や職員配置、施設に関することは市直営も民営も変わらないと思っております。民間活力を導入することが将来を見据えたものであり、愛西市の子供たちによりよい保育環境整備を目指していくものであると確信し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、6番・高松幸雄議員。

○6番（高松幸雄君）

議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について、賛成の立場から発言をいたします。

今さら申し上げるまでもなく、現在、少子化への対応は国レベルにおいても具体的な議論が進み、本議会においても議論を深めているところであります。現実問題として、少子化への傾向は避けることのできないものと考えます。それゆえに、子供を産み育てるための環境づくりにより一層の努力をするとともに、これから生まれてくる子供たちのためにできることを我々は考えていかなければならないと思います。今回の条例の改正に関連し、議会では公立保育園のあり方についてさまざまな議論がされましたが、私はこの条例の改正は、市民の皆さんへ保育園の選択肢を広げること、市全体の保育水準のかさ上げができることも期待できるものと考えております。

本市においては多くの民間保育園があります。中には公立保育園よりも長きにわたり運営されているところもあります。そして、民間保育園ではそれぞれの保育園の特色を生かし、将来を担う子供たちを保育する責務のもと地域とのきずなを大切にし、その地域に根づいた保育園として、今までも多くの子供たちが将来に向かって羽ばたいております。子供の多種多様な性格に対応した保育のあり方が求められる現在において、行政に求められるものは、公立・民間にとらわれず、民間保育園と行政が密に連携し、市全体の保育水準をかさ上げしていくことだと考えます。

また、公立の施設を指定管理に移管する場合、当然に当該施設を民間に委ねることにメリットがあることが前提であり、それは財政面だけではなく、保育における面からもメリットがあるからこそと認識しており、行政が支援を行いながら民間の活力を合わせたよりよい保育の実施が期待できるものと考えます。

これらの点において、本議案について将来に向かい評価をすることができることから、賛成の討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は指定管理者制度を全て否定する考えはありません。保育園運営においても、必ずしも私立だから劣っているとか、公立だからすぐれているというものではないし、指定管理者制度の保育園が全て劣るとも思っておりません。

今回は、できる規定です。仮に指定管理者制度を今後進めるならば、保護者の十分な理解を得ることが前提であること、そして指定管理公募の要件については議論を重ねる必要がありますが、一方、余りにもきつい要件を付すと、特徴あるすぐれた団体が公募に参加していただけないということにもつながってまいります。

そうしたことを踏まえ、十分な調査・研究を重ね、対処されること、そして保護者との話し合いを大切にされることを要望し、賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案については、指定管理を市全体の保育園へ行える条例改正だと認識はしておりますが、議案質疑でも、永和保育園を特定にしてさまざまな議論がなされてきました。その中で、地元説明会並びに保護者説明会でのさまざまな問題提起がなされたことについて、何一つ答えることができない状況であったのも事実でございます。

そんなことも含めて、保護者説明会並びに地元説明会でさまざまな問題を先送りせず、問題解決するための仕組みづくりをし、一つでも多くの問題解決をし、保護者と地元住民と話し合いを重ねてやられることを確信して、今回はあくまでもやれる規定ということなので、賛成をしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第34号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第35号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第35号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第36号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第36号：海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第37号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第16・議案第43号：愛西市藤浪地地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

永和地区の防災コミュニティセンターは初の試みであります。永和コミュニティにとって、さらなるステップへのスタートラインになりますので、さまざまな局面が想定されますので、

力強い御指導をお願いして、賛成とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第44号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について、この指定について反対の立場で討論をいたします。

永和地区公民館の指定管理者を愛西市シルバー人材センターにするという内容の議案であります。この永和地区公民館というのはコミュニティセンターではありません。公民館は、社会教育法に定められた社会教育施設であります。もともと、この社会教育法の20条に、公民館の目的は、市町村その他一定区域中の住民のために実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としているというふうに規定しております。そして、第22条には、その目的達成のために定期講座を開設すること、2つ目に討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること、3つ目に図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、4つ目に体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、5つ目に各種の団体、機関等の連絡を図ること、6つ目に、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとして6つの役割を定めているところであります。

私たちは、この目的の実現、またその達成のための役割については、市が責任を持って直接行うべきであるというふうに考え、この施設を市が直接運営するべきであるというふうにも考えておるところであります。

質疑の中では、指定管理によって人件費部分で220万円の減額となるという答弁がありました。また、各種講座の費用については、材料代など実費の負担だけで行えますという答弁もありました。しかしながら、繰り返しになりますが、社会教育施設というのは運営について市が直接行うべきと考え、今回については指定管理者の選定を行うこと自体に反対するものであります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に反対論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・高松幸雄議員。

○6番（高松幸雄君）

議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について、賛成の立場から発言をいたします。

愛西市永和地区公民館は、これまで長年にわたり、文化活動を通じて永和地区の地域住民の親睦及び集団活動の場として利用されてきた施設であります。昨今では、核家族化、そして急速な高齢化が進み、住民相互の関係が希薄となり、生涯学習活動、文化活動を通じて住民が集うことにより地域のきずなが深まり、地域の課題を解決したり、まちづくりの活動が活発になることが期待される施設でもあります。今回、指定管理者となる団体である公益社団法人愛西市シルバー人材センターは、平成25年より公民館に常駐しており、日ごろから永和地区住民と密接な関係を築いておりました。また、シルバー会員を講師とした講座の提案や、長年培ったノウハウや経験を施設管理にも十分に発揮されることが期待されております。

以上の理由により、永和地区公民館がシルバー会員と利用者である地域住民との交流の場、世代交流の場となっていくことに期待し、賛成討論といたします。

**○議長（大島一郎君）**

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第45号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第45号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第19・議案第46号（討論・採決）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第19・議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。



通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、反対討論を行います。

今回の一般会計補正予算の中身として、教育費における市江小学校渡り廊下の修繕料や西川端小学校南校舎西棟トイレ改修工事実施設計委託料、また放課後デイサービスの利用増に伴う増額や未熟児養育医療給付費の増額など、必要、評価できる項目もあります。しかし、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度に伴う障害者福祉システムの改修、国保システムの改修などは、個人情報情報の漏えいなど問題のあるマイナンバー制度の利用をさらに拡大するものであり、賛同できません。

以上の理由から、今回の議案に対しては反対をいたします。

**○議長（大島一郎君）**

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・高松幸雄議員。

**○6番（高松幸雄君）**

議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から発言をいたします。

まずマイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。今回の愛西市一般会計補正予算では、主な事業として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーシステムのデータ標準レイアウト改版に伴う団体内統合宛名システム等改修委託料の119万9,000円、障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修、マイナンバーに伴う障害福祉システムの改修で委託費の604万3,000円及びマイナンバーシステム整備費のプログラム修正委託料32万4,000円と、福祉医療費でデータ取り込み変更によるプログラム修正委託料22万7,000円が計上されており、本市においても重要な事業であると考えます。

また、市江小学校の渡り廊下、屋根・柱等の老朽化に伴い危険で緊急性のある修繕料として129万6,000円、西川端小学校南校舎西棟トイレ漏水のための緊急修繕として改修工事実施設計委託料150万円を補正計上されており、以前から要望しておりました洋式トイレの措置や乾式床、バリアフリー化が採用されたことなど、適正な補正予算であると考え、以上の理由により賛成討論といたします。

**○議長（大島一郎君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第47号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・議案第47号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

議案第47号に対して、反対討論を行います。

一般会計補正予算第46号でも述べたように、今回は問題のあるマイナンバー制度にかかわるシステム改修には賛同できません。以上から、反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第48号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・議案第48号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第49号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

この議案に関しても46号と同じように、問題のあるマイナンバー制度にかかわるシステム改修には賛同できません。以上から反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第50号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・議案第50号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第51号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論いたします。

この予算は、南河田の企業誘致、北の交差点を改良するため、その交差点の改良費277万1,000円の増額の補正の提案であります。今まで、本来の交差点改良が進まないため、交差点の北側へインターチェンジのような導入路をつくる計画からの転換であります。なぜ変わったのかということについては、もともと停止線を避けることの交差点改良を申し出ていたところ、それではできない、だめだということとなって、北側にインターチェンジのような導入路をつくる計画をしたと。そして現在、12月になり、9月の議会までは、努力します、頑張りますという、そういった答弁でしたが、12月になり間に合わないということが明らかになると、また停止線を下げる、中央分離帯を一部撤去するなど、今回の暫定的な交差点改良となったということを議案質疑の中でも答弁のあったところであります。

この南河田の企業誘致の事業については、もともと県の計画の変更があり、排水路のつけかえ工事の変更があって3,000万円の補正予算が組まれた経緯もあります。また、市道12号線から工業団地への交差点改良のために民地の買収をするという予算提案があり、その承認があったにもかかわらず、それを中止したということもあります。そして、税収が上がっても、その4分の3は交付税が減額をされ、税収の4分の1だけが愛西市の増収となるということなど、企業誘致のずさんな計画であるということがこの間明らかになってきたのではないのでしょうか。

また、北側からのインターチェンジのような導入路の計画のための測量費などの費用については415万円の市民の血税が使われており、それが無駄になったのではないかと、そのように考えます。そして、今回の暫定の交差点改良には、信号機の移設130万円、交差点改良約280万円、合計410万円の新たな費用が発生することになったという報告もありました。また、市道12号線の外側線の引き直しなどは含んでいないため、まだまだ費用が追加をされる予定であるということも明らかになりました。県の言いなりになるのも限度があるのではないのでしょうか。私はこの費用について、県に持ってもらう、負担してもらうということを引き続き要求していくべきだと考えます。

今回の交差点改良はあくまでも暫定であり、本来計画どおりとなるように市が責任を負わなければならないということも答弁の中でお話もありました。私は、今回の企業誘致については、計画がずさんである、また地域住民の合意形成に不備があった、また税収が上がるという説明であったが、その税収についても十分上がるものではないという説明の不備がある、また企業誘致が愛西市の将来にとってよかったと思える内容ではないというふうに、それらのことを考

えると思うわけであります。

今までも企業誘致の費用については順次反対をしておりました。今回の補正予算については、企業誘致にかかわる交差点改良費の部分だけの補正予算であり、この補正予算には反対いたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論いたします。

全員協議会で、企業団地進入路について、ロータリーで対応することが頓挫したことが説明されて、南側の停車線の位置を変更することにより対応することが説明されました。そのとき土木費で流用するとの説明がされ、やはりこれではいけないということで、今回、補正予算が出されたわけですが、議案質疑の中で、既に信号設置に関して土木費から流用されて着手されていることがわかりました。既に着手していながら、この補正予算案を出された意味が私にはよくわかりません。今回の事例から、頻繁に流用するという行為が行われているのか疑われてもやむなしの状況だと思っております。

よって、今回の補正予算は、既に約130万円を使って市は着手し始めているにもかかわらず、277万1,000円の支出を議会に承認を求めるものであり、プロセスが間違っていると思います。そして、この計画全体のずさんさが今回も露呈されたものだと思っておりますので、反対いたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

それでは、平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

愛西佐織地区工業用地の整備については、本市が、現在だけでなく、将来に向かって持続可能な自治体となる重要な施策として、私たち議会においても推進を支援してきたものであります。そして、去る12月4日からは県においても工業用地への公募も始まり、いよいよ具体的な動きが出てまいりました。どのような企業が誘致できるかは今後の話になってきますが、企業誘致に至るまでの背景には、工業用地周辺の市民の皆様はもちろんのこと、多くの方の御理解と支援を受けてきたことを市行政は忘れてはいけなし、我々も同様と考えております。

企業誘致に関しては今までにわたり、我々議員も議会において多くの質問、提案、要望を行ってまいりましたが、全ては地域の活性化、定住促進、地元雇用拡大などといったさまざまな

観点から、本市にとって最善の方向性を導くためのことでもあります。そして、今回の補正予算に提案された南河田交差点の安全対策に関する事業は、企業誘致を成功させるための非常に重要な事業であります。この事業を実施し、企業誘致をさらに円滑に進めることで、まずこの地域が活性化され、さらに本市全体にこの影響が波及していくものと考えております。さらに強く申し上げれば、この事業を実現させなければ、今後の企業誘致や市全体の発展に対して支障が生じるものと言っても過言ではないと考えております。

したがって、私は、市の将来の発展につながり、また念願でありました企業誘致の成功に結びつけるためにも、本議案について賛成とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について。

平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算は愛西佐織地区工業用地に関する補正であり、既に12月4日から愛知県企業庁企業立地部企業誘致課で公募が始まっております。この公募により、平成30年4月以降に公募された方々に、引き渡し時期が既に予定を県のほうはしております。このようなことから、今回の補正に関して賛成といたします。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・請願第6号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成討論を行います。

9月議会でも、1989年の国連子どもの権利条約で、子供の生きる権利とともに子供が守られる権利、子供が健やかに育つ権利、子供が参加する権利などを紹介しました。この条例が目指す子供を社会で大切に育てていくためには、医療においても子供が医療を受ける権利や必要な医療を選択できる権利などが認められることが必要となっています。しかし、医療を受ける権利については、子供みずからが選択することはほぼ不可能な状況であり、親の考え方や収入など、家庭の状況に大きく依存し、左右されることがあります。だからこそ、どの子も必要な医療を受けられるよう支援するために、所得制限など制限のない窓口無料で子供の医療費の無料化の拡大をすることが必要です。

先日、朝日新聞で子育てを核としてまちづくりを進めている兵庫県明石市の市長のインタビューを読みました。市長は所得制限について、所得制限は親を問うていることとなります。子供を親の持ち物のように捉え、親の所得によって子供を勝ち組と負け組に二分するようなものです。子供全員を対象に、低所得者層だけでなく、中間層の子や孫にも恩恵が及ぶようにしたほうが、納税者として市の財政の支え手にもなっている中間層に理解が得やすくなるのは明らかです。当初は所得制限をすべきだという声もありましたが、多くの市民が恩恵を受け、今はそうした声は聞こえていませんと、子育てを核としてまちづくりを行っている市長の答えでありました。

前回も言いましたが、世界的には医療費無料が基本の情勢です。愛西市においても、まずは子どもの医療費無料化の拡充をされ、安心して子育てのできる愛西市としていくこと、さらには高齢者なども含め、必要な方が必要な医療を安心して受けられる社会へ愛西市が発信していくことを求めまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○11番（河合克平君）

では、子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

ことしになってから各会派が一般質問で、子ども医療費の助成の拡大というのを求めた質問をされました。また、9月には市長に対して、子ども医療費の助成拡大の要望書を提出したということも報告を受けております。議会においては、子どもの医療費の助成拡大というのを求める流れ、こういったものになってきたのではないかとこのように感じておるところであります。

今まで私たちは請願の紹介人になり、また私たち自身が条例の発議を行い、5回にわたって子どもの医療費の助成拡大、中学校卒業まで無料化の拡大を求めてまいりました。そして、延べ1万3,861人の方の医療費の無料化を求める市民の声を届けてまいりましたが、そのそれぞれにおいてことごとく議会で否決をされてきたのが現状でありました。今から7年前の平成22年に小学校6年生まで拡大されてから、この7年間の間に愛知県内の状況を見ると、今では中学生に対する通院医療費の助成が、制度として唯一されていない自治体が愛西市となってしまいました。9割の自治体では既に、償還払いでもなく、所得の制限もなく、中学校卒業までの

窓口無料化となっているのが現状であります。今回、愛西市の議会が助成拡大を求める、この流れでいうならば、9割の自治体が行っている助成の状況に仲間入りをする、そのことが必要であるということを考える次第です。

また、愛知県のホームページによると、入院費については現物支給であるという県の子ども医療費制度を紹介しておるところであります。その点においても愛西市は、愛知県の医療制度紹介の内容からすると、中学校までの入院費の医療費について償還払いであるということについてはおこなっているのではないのでしょうか。

今回の請願内容であるものについては、医療費の助成の拡大という今までとは違った流れの中で同意できる内容ではないかというふうに考える次第であります。医療費の助成拡大を求める要望書を市長に提出しながら、この請願書に反対では矛盾しているんじゃないのと市民から指摘をされる、そんな議会でないことを考えるわけであります。ぜひとも医療費の助成の拡大を求める、議会の議決として全会一致でこの請願を可決されることを求め、賛成といたします。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

それでは、請願の子ども医療費の拡充を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

平成29年8月提出までの請願事項は、愛西市は子ども医療費について中学校卒業まで完全無料化をすることと記してございました。しかし、今回は変わりました。子ども医療費無料化制度を中学校卒業まで拡充してくださいというもので、先ほど河合議員からは、私もなぜ変わったのかわかりませんでした。多分全員の合意が得られるような内容に変えていらっしまったんだなというふうに思っております。

私は、生まれつきの持病のある子、ぜんそくなどのアレルギーで常時病院にかかる必要のある子、歯の治療については中学校まではもちろん無料とすべきという考えを述べてきました。よって、今回の請願事項が変えられたことによって、私の今まで述べてきたことと合致をします。よって、今回は賛成といたします。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について、討論をいたします。

この請願の事項は、1項目めが、子どもの医療費無料化制度（通院医療費）について中学校卒業まで拡充してください。2項目めが、実施に当たっては償還払いや所得制限でなく、窓口無料となるようにしてください。9月の議会での請願事項は、愛西市は子ども医療費について中学校卒業まで完全無料化にすることであり、この趣旨は変わっていないと考えております。

9月議会では、通院について無料にするためには年間5,900万円かかるとの答弁でしたが、



その財源は愛西市には十分あります。平成28年の一般会計の繰越残額は8億6,663万5,783円。この財源があれば、十分できます。そして、基金の状況ですけれども、今議会に出されております9月30日付の基金の状況が総額で183億4,312万8,952円、財政調整基金は77億4,253万1,610円、この運用収入だけでも財源は十分賄えます。市民の強い要望である子どもの医療費について、中学校卒業まで通院においても無料化する財源が十分あるのでありますから、愛西市議会がこの請願を採択し、一日も早く近隣自治体のように子どもの医療費無料化の事業を市が実施することを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結します。

次に、請願第6号を採決いたします。

請願第6号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第6号は不採択と決定いたします。

お諮りをしますが、12時を回りましたので、このまま続行してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第52号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

それでは次に、日程第26・議案第52号：独立当事者参加についてを議題とし、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号：独立当事者参加について。

損害賠償等請求事件の訴訟告知に対し、別紙のとおり当事者として訴訟に参加したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、求償債務が存在しないことの確認を請求するための必要があるからでございます。

1枚はねていただけますでしょうか。

1. 裁判所、2. 事件名、3. 当事者につきましては記載のとおりでございます。

4番、請求の要旨につきまして、1として愛西市の相手方らに対する不真正連帯債務者間の求償債務が存在しないことを確認する。

2といたしまして、参加による訴訟費用は相手方らの負担とする。

5. 訴訟の取り扱いにつきまして、判決の結果必要がある場合は上訴する。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議のほう、お願い申し上げます。

○議長（大島一郎君）

次に、議案第52号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、用語の問題として、この独立当事者参加、独立当事者とはどういったものかについて、お尋ねをいたします。

それと、今回提案理由として、求償債務が存在しないことの確認を請求するためというふうにあります。今回の今後の裁判の行方によって、愛西市に債務が存在することが判決等で確認された場合の対応、あるいはそのときの考え方について、お尋ねをいたしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、1点目の独立当事者参加についてでございます。

あらかじめ原告・被告として争っている訴訟に、それまで訴訟にかかわっていなかった者が、その原告・被告の双方、またはどちらか一方を相手方として参加する状態、これを独立当事者参加という法律用語ということでございます。

それから、2点目の判決の結果による対応でございます。

判決の例えば敗訴の内容にもよりますが、本市に不利益が生じるような判決内容があれば、上訴をしていくという方向で考えております。以上です。

○10番（真野和久君）

確認ですが、独立当事者参加というのは、本件に関して愛西市も関係がありますよという形で言われたことに対する対応として考えてよろしいですか。

○教育部長（大鹿剛史君）

おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。議案第52号につきましては、本日が定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第52号については、委員会への付託を省略することに

決定いたしました。

次に、議案第52号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

〔「議長、暫時休憩を求めたいと思います」の声あり〕

12時を回りましたので、ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開を1時15分からとします。

午後0時18分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（大島一郎君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・発議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第27・発議第3号：愛西市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

それでは、愛西市議会基本条例の制定についての説明をさせていただきます。

発議第3号、平成29年12月22日。愛西市議会議長・大島一郎殿、議会運営委員会委員長・鬼頭勝治。

愛西市議会基本条例の制定について。

愛西市議会基本条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、愛西市議会が市勢発展のため、今後も議会改革に取り組み、議員の質の向上を目指すため、条例の制定を行うものでございます。

はねていただきまして、前文の後、第1章、総則、第2章、議会及び議員の活動原則、第3章、市民と議会の関係、第4章、議会と市長等の関係、第5章、議会の機能の強化、第6章、議会の運営、第7章、議員の政治倫理及び待遇等、第8章、最高規範性及び検証等をそれぞれ規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

発議第3号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第3号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

では、発議第3号：愛西市議会基本条例の制定について、賛成の立場で討議をいたします。

平成28年6月から、議会活性化協議会において議会基本条例の制定に向けて協議が始まりました。1年と半年が経過する中で、今回、全ての議員の合意による議会基本条例の発議上程と至りました。

議会の民主的な運営と二元代表制の一翼を担う議会であるための今回の議会基本条例の制定は、大変意義深いものであります。しかしながら、合意形成に当たる議論の中やパブリックコメントによる意見などの中には、まだまだ議会の民主的運営を行っていくには道半ばであるなあというふうを感じるわけであります。例えば議会の透明性や情報公開性にはまだまだ改善すべき点がたくさんあります。

また、二元代表制の一翼として市民への報告、直接意見を聞くなど、そういった場を設けることや、政策立案を行っていく、そういったことを議会として行っていくべきであるということなど、不足している点が多々あるのではないかと考えております。今後は改善すべき点や不足している点を見直し、真に民主的に開かれた議会運営となるよう、議員それぞれが当事者としての意識を持って一層の自覚を持ち、議会運営に当たることを確認して、賛成といたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第3号は原案どおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・発議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第28・発議第4号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○14番（鬼頭勝治君）

それでは、発議第4号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを御説明させていただきます。

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出をします。

平成29年12月22日提出。提出者は、愛西市議会議員・鬼頭勝治。

賛成者は、愛西市議会議員・鷺野聡明、島田浩、神田康史、竹村仁司、山岡幹雄議員でございます。

愛西市議会議長・大島一郎殿。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市議会議員の定数の改正並びに行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、常任委員会の名称、委員の定数及び所管を改正するものでございます。

はねていただきまして、愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中の名称、委員定数及び所管の各欄をそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の以後初めて常任委員の改選がされる日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、発議第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

では、質問させていただきますが、今回、3から2の常任委員会にするという中で、行財政改革及び社会情勢の変化に伴いということがありますけれども、具体的に何で今回3から2にしなければならないのか、またそういう提案をされた理由について再度詳しく教えてください。行財政改革とどうかかわりがあるのかということも、あわせてお伺いできますでしょうか。お願いします。

○14番（鬼頭勝治君）

河合議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件に関しましては、以前から議論をされてきております。その中でいろんな意見がございましたことは、河合議員も御承知だと思います。メリット・デメリットということで今までいろんな議論がされてきております。2委員会とするメリットといたしまして、常任委員会の数を3から2へ減らすことによる議会予算の削減効果もあるということでございますし、デメリットとして意見がございましたのは、2委員会では委員会において十分な審議時間がとれるかどうか心配だという意見もございました。

そうした中で、また3常任委員会のデメリットとして、例えば意見交換をするということでも以前決めていただきましたけれども、他団体との意見交換ですか、その折にも人数が少ないということで、それもデメリットではないかという意見もあったかに思っております。

総論といたしまして、デメリットについては一つ一つ解消していくように考えていけばよいという意見であったかと思っております。以上でございます。

○11番（河合克平君）

メリット・デメリットの件については、今、お話がありましたが、議会の予算の削減効果ということについては、再度、どのような効果がとれるのかということをお伺いしたくて。3から2委員会にすることによって、3から2になることによって職員の数も多くなまりすよね、委員会に参加する職員の数が。そういったことでは、今までの3から2にすると、余計に職員のほうが参加がたくさんになって、また業務に支障を来す可能性も出てくるんじゃないかなというふうに思うものですから、3のままでいいんじゃないかというふうには思っていますが、3から2にすることによって予算の削減効果、職員が出ることについては、長くたくさんの職員が出ることにつながるんじゃないかということについて心配をすることがありますので、その心配についてどうかということをお伺いできますか。

○14番（鬼頭勝治君）

河合議員の御質問にお答えをします。

常任委員会の数を3から2に減らすことによる削減効果は、具体的にどれほどだというお話でございますけど、年額56万掛ける4年ということで、224万の減額になろうかと思えます。

そして、委員長報酬を月額2万円で年額約30万の減額ということにもなりますし、先ほど河合議員が言われました職員の云々はございますけれども、これも速やかな委員会の審議をしていただきまして、きちっとした時間、なるべく時間内に終わるように、皆さん方それぞれ努力されてやっていただければなあと思っております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

大野則男議員。

○8番（大野則男君）

それでは、発議に対して御質問をさせていただきたいと思います。

常任委員会を先ほど3つから2つということで、河合議員の答弁の中でも、職員の方の第1委員会室に入れるのか入れないかということも想定しながら回答がありましたが、私のほうからは、そもそも議会運営上、常任委員会というものがなぜ存在をしているのか、なぜ制定をされて常任委員会が運営されているのか、賛同議員全員の方にお尋ねをしたいと思います。

○14番（鬼頭勝治君）

大野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

委員会室に職員の皆様が全員一気に入れるかという御質問でございます。これは、例えば教育部とか、部によって入れかえをその都度すれば可能ではないかなあというふうに思っております。

また、賛成された方の皆さんの意見云々と言われますけれども、これは申しわけございませんが、議長に議会運営委員会で議論をしてほしい、結論を出してほしいという中で議論してまいりました。その中で決をとった折、氏名は言いませんけれども、6対1で賛成だったというように記憶しております。以上です。

○8番（大野則男君）

申しわけないですが、いい大人がそこに賛同しているわけですから、議会人として、私の賛同した理由を含めて質問に対してお答えができないということで、この案が出されたということの解釈でよろしいのか、それと、今、御質問させていただいたのに、再度議長として取り上げていただけますでしょうか。

申しわけございませんが、答えていただけないのか、答えていただけるものなのか、それをお尋ねしておりますけれども。

○14番（鬼頭勝治君）

私は必要ないと思います。

○8番（大野則男君）

済みません、私は議長にお尋ねをしておるんですが。

○議長（大島一郎君）

提案者が答えておりますので、それぞれの議員から答弁は求めるものでございません。

○8番（大野則男君）

ということは、事例を一つつくるということになりますんで、今後もそういう形でよろしいんですね。

そうしたら再度質問として、そもそも常任委員会というものがどうして議会運営上あるかということがわかっていないのに、3つから2つの議論がなされたというのが僕には理解ができない。

それともう一つ、7・7・6で今現状推移をしております。今、6人の委員会が存在するわけですが、建設文教委員会の正・副委員長にお尋ねをしますが、今、6名で定例会常任委員会で開催をされているいろいろ審議されておられますが、その中で何か不都合、問題点はありました

ですか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

質問は2回まででございますので、3回目です。

○8番（大野則男君）

済みませんけれども、答えていただけるかいただけないかということを議長に対して、提案者に質問したわけじゃありません。それを3回と捉えるのか、2回と捉えるのか、それは議長判断なんで、それを議長に僕はお尋ねしたはずなんで、それを3回と捉えられるならもう結構です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

それでは、私、今回の件ですね、議長から紙切れ一枚渡されて、市の比較の給与とか何とかの紙を渡され、そして私の意見を言う機会はいつあるんですかと言ったら全協だと言われたんですが、全協もなく、突然降って湧いたような本日を迎えているわけでございます。今までのここに至るまでのプロセスをもう一度きちんと、私も一人会派ですので、全くもって本日のここまで来るのが情報としてなかったわけです。その点について、プロセスについてお聞きをしたいと思います。

それから、突然こういった議案が出てまいりましたので、昨日、議会運営委員会の録音テープのほうも聞かせていただきましたが、個々の議員の方に確認ということでお聞きをしたいと思いますが、竹村議員のほうは財政的なメリットというのを上げていらっしゃる、そして2委員会にすることによって委員会力が低下する、チェック機能が低下する可能性がある、その対処をすべきであるということのデメリットを上げていらっしゃいます。これでよろしいのか、確認だけさせてください。

それから、鷲野議員につきましては、正・副委員長を除くと4名になってしまうということでございますが、正・副議長においても質問等は可能なわけなので、4名になることに対しての……。

鬼頭議員、もう少し、私、今発言しておりますので、静かにしていただけないでしょうか。議長、注意してください。とても話しにくいです。お願いします。

○議長（大島一郎君）

静かにしてください。

○2番（吉川三津子君）

そういった形で、正・副委員長を除くと4名になることに対する危機感というのはあるのかどうなのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

今現在、真野議員と私で正・副で福祉消防のほうの委員会をさせていただいておりますが、

お互いに質問をするということもできておりますので、その辺のところについての認識をもう一度確認させていただきたいと思えます。

それから、鷺野議員におきましては、これからタブレット導入、政務活動費の検討があるので財政的に下げることが大事だということをおっしゃられます。そういった財政的メリットという理由で2委員会とされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○14番（鬼頭勝治君）

吉川議員が言われていること、私は知りません、全協でも聞いておりませんというお話がございました。これは全協で確かに話が済んでいるものと思っております。

それぞれこういう意見を言ったから、今ここでどういう思いで答えてほしいということですが、これは一人一人の意見、以前にも……。

それは必要ないと思えます。以上です。

○2番（吉川三津子君）

議長、再質問ではありませんが、議長の判断をお聞きしたいと思えます。

○議長（大島一郎君）

再質問だな。

○2番（吉川三津子君）

再質問ではありませんが。

○議長（大島一郎君）

議長の判断でということで、再質問ですよ。

○2番（吉川三津子君）

違う。議事の進め方について議長に確認をしたいんですが。

○議長（大島一郎君）

はい。

○2番（吉川三津子君）

これは再質問ではございませんので。以前にも私はこういった議員発議の関係で、個人的に御質問をさせていただいたことがあると思えます。ここの結論に至るまで、議会運営委員の方々が、そして今回賛成者としてどういう気持ちで賛成議員になられているのか、その辺のところについてはしっかりと確認をさせていただきたいと思えますので、その取り計らいをお願いしたいと思えます。これは再質問ではありません。議長への今要望ですので。

○議長（大島一郎君）

それは要望ですか。

○2番（吉川三津子君）

判断してくださいということです。

○議長（大島一郎君）

それは、今、提案者から答弁をしておりますので、必要ないと考えております。

○ 2 番（吉川三津子君）

先ほど鬼頭議員が全員協議会で云々というお話をされました。私もお昼休みに共産党の議員団の方に確認したら、議会基本条例のパブコメについて協議する全員協議会のときに、私、申しわけありませんが、パブコメの協議だったので欠席をさせていただいております。そのときに議論がされたということをお聞きしたんですが、議長に確認したら、そのときには全協でやっていないんだという話で、今、ちぐはぐな状況です。でも、私自身、こういったことが決まったことは全協でもお聞きをしておりませんし、共産党議員団の方は、河合議員、そして加藤議員が全協の中で、私がいなくて盛んに発言をされたということで確認しておりますので、その辺、私は一人会派ですけれども、きちんと情報を入れていただかないと、きょうもしっかりした準備ができないわけです。その辺、1点要望ですけど、させていただきますが。

あと、今回、常任委員会を2委員会にするに当たって、10月と11月のテープを全部聞いて、それなりに自分でテープ起こしもいたしました。その中で10月に、委員長手当を出しているところは、この尾張地域の中で市は愛西市だけだと。委員長手当を廃止してでも、広報特別委員会の常任化を図るべきだという議論が10月にされているわけです。それにもかかわらず11月には、そういったよその市町よりおくれた状況にありながら、減らせば財政的なメリットが生ずるんだという意見が交わされて決定されているわけです。それで、なおかつ財政的なメリットがあるということで2委員会にするんだという意見が11月には、ほとんどそういった意見が出されて決まっていながら、財政的なメリットがあるから2委員会にするんだと決めておきながら、きょうは常任委員長の報酬を減らすの減らさないのといった発議が出てきているわけです。

まずは、この委員長の報酬の部分をしっかり整理しなければいけない。それを整理すれば、常任委員会の2委員会を3委員会にする理由というのは、財政的なメリットなんて全くなくなるわけですよ。だから、財政的なメリットがあるから2委員会にするというのは成立しなくなるわけじゃないですか。きょう2つも同じような発議が出てきている。常任委員会の委員長の報酬を議員並みにするんだということで。じゃあ、財政的なメリットなんて全くないじゃないですか。

こういったちぐはぐな議論をしてきょうを迎えているということは、議会基本条例作成にかかわった私としては、本当にこれが十分な議論なのかと思うわけです。このちぐはぐさ、10月にきちんと常任委員会の委員長の費用は愛西市だけしか出していないんだということをわかっていながら、財政的なメリットの話に至ってしまった経緯についてお伺いをしたいと思います。

○ 1 4 番（鬼頭勝治君）

吉川議員、長々と御質問をいただきましたけれども、一括して申し上げれば、10月、11月、議会運営委員会を開いた中で、2回開いて2回目に結論を出させていただきました。そうした中で決をとった中で、1回目は新たな御意見はございませんでした。以前の意見を踏まえて、新しい意見がございましたらお聞きしますというときに、そういう意見は一つも出なかったやに記憶しております。

2回目のときには、結論を出させていただきますという話の中で、吉川議員もそうでしたか、

視察に行かれた折、視察先が常任委員長の報酬がついていないということで、愛西市もなくしたらどうだという意見は出たやに記憶しております。そうした中で、突然と申しますか、そういう意見が出てきたわけで、私としては、議論はもっとすべきだと思いますけれども、今唐突に出てきた意見ではなくて、それまで1年半から2年議論してきた中で、まずはこの提案の議決をいただいて、先ほど吉川議員が言われました常任委員長の歳費を減らす減らさないというお話もございました。それを先にやれば、こんなちぐはぐなという御意見もございましたけれども、私としては議長より2常任委員会にするか3常任委員会にするかという決を常任委員会で決めてほしいという答申をいただきまして、皆様の決をとらせていただいて、きょうこうして提案している、そういうふうを考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑のある方。

〔「議長」の声あり〕

堀田清議員。

○18番（堀田 清君）

そもそもこの件につきましては、平成29年8月の全員協議会で、議員定数の削減に伴う委員会条例の改正について議長より、議会運営委員会に検討をしていただくという発言により議論が始まりました。そのうち3回ほどで深い議論もなく、多数決によって結論づけるのはいかなものということを思います。こういう問題につきましては、議員の身分に関する案件につきましては、議員全員の合意形成のもとで方向づけるべきで、多数決で決めるということはちょっと乱暴だと思います。この辺が一番大事だと思いますが、そのために私たちの会派は審議未了のために賛成はできませんので、退場をさせていただきます。

〔8番・大野則男議員、18番・堀田清議員、19番・大島功議員、20番・大宮吉満議員 退場〕

○議長（大島一郎君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

発議第4号につきまして、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

〔「議長、動議」の声あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

この際、動議を述べさせていただきたいと思いますが、理由を述べさせていただいてよろしいでしょうか、議長。動議の理由を。

○議長（大島一郎君）

言ってください。

○2番（吉川三津子君）

先ほどから申し上げておりますように、今回、常任委員長の歳費についての提案も出てきております。それをきちんともう一度、委員長歳費も含めてメリット・デメリットというものを協議する必要があると思いますので、委員会付託をきちんとしていただきたいと思います。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（大島一郎君）

ただいまの動議について、委員会付託という動議について賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議につきましては、会議規則第15条により、1人以上の賛成者がありました。動議は成立しましたので、ただいまの動議の内容については、先ほど吉川議員から述べられたとおりでございます。

よろしいですか。あと追加は何かありますか。ないですか。説明をお願いしたいんですが、いいですか。

○2番（吉川三津子君）

委員会付託です。いいですか、議長。

○議長（大島一郎君）

それでは続いて、ただいまの動議について質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

委員会付託の動議を議題として採決します。

それでは、委員会付託をするという動議を議題として採決することに賛成の方は起立を求めます。

〔発言する者あり〕

委員会付託をするかどうかを採決いたします。

この動議のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数で、よってこの動議は否決とされました。

次に、発議第4号について討論を行います。

意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは、委員会条例の一部改正について、反対討論を行います。

来年4月の議会選挙後、定数削減で定数が18になることに伴い、常任委員会を3から2に変更することの問題として、第1に常任委員会で所管する科目がふえ、十分に議論が行えるのかという問題です。2委員会になって審議がそれぞれ1日のままでは審議時間も減ります。今回、議会基本条例も定まり、議会の権能をしっかりと発揮することが今まで以上に重要になってい

ますが、委員会でも提案された議案についてより深く議論、検討することが求められます。

また、所管事務について、より専門的に研究、提案できるようにすることも求められており、今までどおり3委員会で活動すべきです。ほかの議会でも定数18であれば3委員会のところが多く、全く今回変更する必要はありません。

第2に、今回の2委員会になれば、先ほどから議論もありますが、1委員会にかかわる職員の数が増え、拘束されることによる職務にかかわる懸念も出てきます。そうした点も考えていく必要があると思います。

また第3に、以前、この案件について検討が行われたときには、このまま3委員会として次期の議員に判断を委ねることになっているにもかかわらず、今回、再協議をすることになり、提案がされました。常任委員会室の削減で審議時間が減る問題、また現在でも決算委員会の審議時間が足りなくなっていることも含め、審議時間の確保の問題や議会広報特別委員会の常任委員化の問題など、定数減に伴って議会運営にかかわる問題・課題は多く、常任委員会数以外では先送りでは許されません。前回の合意のように、次期の議員で総合的に検討してもらうべきです。

また第4に、先ほどの意見もありましたが、1委員長分の報酬が減り、議会改革になるというような寄せ方は問題です。費用削減であれば、今回提案されているように、近隣市町でも既に廃止されていることは明らかになった委員長報酬の廃止対応を行うべきであって、引き続きしっかりと議論していくことが考えられます。

以上の理由から、反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

それでは、反対の立場で討論いたします。

議会基本条例は、全員の合意を得るということで協議に協議を重ねて、歩み寄りながらつくり上げました。しかし、なぜ常任委員会については全員合意を目指さず、多数決で決められるのでしょうか。全くもって議会基本条例の趣旨に反しております。

また、私は一人会派です。議長から資料一枚を渡され、私の意見はどこで聞いていただけるのですかと聞いたら、全員協議会のときと言われました。しかし、その資料を渡されてから全協は開かれることなく、突然、本会議にこのような発議が幾つも出てきているのが現状です。議員は全て平等に情報を得、発言する機会が得られるはずで、それが当たり前の姿です。今回のこの進め方は、大変、基本条例の趣旨に大きく反するものであります。

また、私は情報が少ない中、昨日、議会運営委員会の録音テープ10月分、11月分を聞き、本日を迎えました。尾張地区の市全てで委員長手当がないにもかかわらず、3委員会から2委員会にすれば委員長手当が削減され経済的メリットがあると、発議賛同議員たちが、この議会

運営委員会の中で述べていらっしゃいました。しかし、尾張地区で委員長手当があるのは愛西市のみということが議会運営委員会の中で述べられながらも、それをなくすことを議論せず、経済的メリットがあると議論を続けていらっしゃることに対して、大変これは問題だと思いました。つまり、愛西市の委員長は報酬をもらい過ぎているだけの話で、経済的メリットとして評価するのは間違っています。

そして、先ほど真野議員たちからもありましたが、職員の方々のこれからの常任委員会への参加の状況です。前、3委員会でも分担をかえて文教福祉委員会から福祉消防委員会ということで、文教福祉委員会の負荷が大きいからということで分け直しがありました。これをまた2委員会にしたらどうなるのか。職員の委員会への拘束時間がふえるという問題です。鬼頭議員は、できるだけみんなが協力して早く終わらせると。そんなことあり得るわけはありません。これからはしっかりと議論しながらチェックしていくのが仕事なんですから、十分に議論していく、これから課題もたくさんありますので、議論が必要になってまいります。

そして、私はこういった面から、議会基本条例をつくりながら、十分に討議という形ではなく人数で決めてしまっている今の愛西市の議会の現状は大変問題であろうと思っております。

こういった議論というプロセスを十分踏まぬまま2委員会にするということは反対ですので、これを反対討論といたします。

○議長（大島一郎君）

他にありますか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第4号は原案どおり可決決定をいたします。

〔8番・大野則男議員、18番・堀田清議員、19番・大島功議員、20番・大宮吉満議員 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・発議第5号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第29・発議第5号：愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○18番（堀田 清君）

発議第5号：愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の特例に関する条例の制定について。

このことについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、愛西市議会議長・大島一郎殿。提出日は、平成29年12月22日。提出者は、愛西市議会議員・堀田清。

賛成者は、愛西市議会議員・大宮吉満、大島功、大野則男、山岡幹雄でございます。

提案理由といたしましては、行財政改革、社会情勢の変化を鑑み、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を期間を定めて減額したいので、特例条例を制定するというものでございます。

はねていただきまして、愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の特例に関する条例。

これは、平成30年1月から平成30年4月までに限り、愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬月額、月額40万円とするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○議長（大島一郎君）

先ほど発議第4号で賛成者を12名と申し上げましたが、11名でございますので、訂正をさせていただきます。

次に、発議第5号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

島田浩議員。

#### ○12番（島田 浩君）

ちょっとお伺いします。期間限定での委員長の報酬カットということですが、どういう考えからこの上程に至ったのか。それから、期間後5月以降についてはどう考えているのか、お伺いします。

#### ○18番（堀田 清君）

報酬審議会をなかなか開くことができないので、このように尾張西部9市、委員長手当ということでもありますので、それがわかりましたので、私たちは即それに取り組んだわけでございます。

5月以降につきましては、改選がありますので、新しいメンバーの方で検討していただければと。

#### ○12番（島田 浩君）

一般的に見て、市民へのアピール、選挙絡みのパフォーマンスにしか見えてこないんですが、すぐさまカットしなければならない何か大きな理由があるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### ○8番（大野則男君）

済みません、私のほうから、賛同議員の一人としてお答えをさせていただきます。

今の質問の中で今すぐやる一つの理由、尾張西部9市全て委員長歳費、手当を含めてゼロでございます。そういうことからいっても、我々は今、この時点で知った限り、そこに立ち返っ

て今すぐ行動を起こすべき。パフォーマンスでも何もなく、それこそ先ほど常任委員会を3から2、次の改選のことを今決めること自体にそもそも間違いが生じている。

それと、今回の案件は報酬審議会を尊重したほうがいいという代表者会のお話があったんで、それはそうだと。そしたら、時限立法で1月から4月までの削減を我々として足跡を残しておいて、次の改選の人たちにはきちっと議論、審議をしていただいて、この案件を取り扱っていただきたい、そんな思いで1月から4月と期間を限定させていただいて提出させていただきました。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

発議第5号につきまして、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第5号について討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

**○10番（真野和久君）**

それでは、発議第5号に関して賛成討論を行います。

本来、常任委員会の委員長報酬の廃止について、先日来、会派代表者会議等で議論をしてまいりました。その中で課題として、報酬である以上、報酬審議会等の答申等が必要ではないのかということを含めてさまざまな議論がされてきました。ただ、12月議会に提案するというこのことに関しては合意ができませんでしたが、3月議会に出すことも含めて今後検討していくことにはなりました。

12月議会には提案できないということで、当面、現在我々はここで存在している限り、自分たちの判断で削減をすることができるはずですが、それは、先ほど吉川議員も言われましたが、愛西市以外が報酬がない以上、知った時点で何らかの対策をとっていくことは必要であるし、そうしたことであれば多くの議員の賛同も得られるのではないかとということも判断しまして、今回のこの発議に関して賛成をしたいと思います。

4月以降の問題に関しては、今後、3月議会の間までに時間をかけて議論し、もしまとまらなければ、また来期の議員に任せていくというようなことも考えていけばいいのであって、まず行動していくという意味で評価できると思いますので、賛同をいたします。

**○議長（大島一郎君）**

他にありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、これを持ちまして討論を終結いたします。



次に、発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、発議第5号は否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・意見書案第8号から日程第33・意見書案第11号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第30・意見書案第8号：待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書についてから、日程第33・意見書案第11号：福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○10番（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会を代表して提案いたします。

まず、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書について説明いたします。

意見書案第8号、平成29年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書について。

待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、国の責任で安定的な財源を確保し、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など、総合的な対策を進めることを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当（少子化対策）大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上、よろしく申し上げます。

次に、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書の説明を行います。

意見書案第9号、平成29年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書について。

国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

はねていただきまして、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、国においては、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、2018年度以降も市町村が保険料、保険税を上げることのないよう、十分な保険者支援を行うことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、よろしく申し上げます。

次に、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書の説明を行います。

意見書案第10号、平成29年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書について。

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

はねていただきまして、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望するものです。

1. 福祉医療制度（子ども、障害者、母子・父子家庭等医療費、精神障害者、高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げること。
3. 後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、愛知県知事であります。

以上、よろしく願いいたします。

次に、福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書の説明です。

意見書案第11号、平成29年12月22日、愛西市議会議長・大島一郎殿、福祉消防委員会委員長・真野和久。

福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書について。

福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場にする

ために職員を大幅にふやすとともに、賃金を大幅に引き上げて処遇を抜本的に改善することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、意見書案第8号から意見書案第11号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第8号から意見書案第11号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第8号から意見書案第11号までの討論を行います。

意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決決定しました。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第9号は原案どおり可決決定といたします。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第10号は原案どおり可決決定といたします。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第11号は原案どおり可決決定といたします。

◎日程第34・発議第6号（提案説明・質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第34・発議第6号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○15番（鷺野聰明君）

それでは、発議第6号について説明させていただきます。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

愛西市議会議長・大島一郎殿。平成29年12月22日提出。提出者は、愛西市議会議員・鷺野聰明。

賛成者は、愛西市議会議員・石崎たか子、杉村義仁、近藤武、島田浩、神田康史、竹村仁司、鬼頭勝治、八木一、高松幸雄でございます。

提案理由といたしましては、行財政改革及び社会情勢の変化を鑑み、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を改正するために、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を一部改正するというものでございます。

はねていただきまして、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部、別表中の議員報酬月額から常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の項目及び金額を削除するように改めるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、発議第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

今回の発議第6号に関してですが、先ほども申し上げましたが、代表者会議の中では、12月にはまだ時期尚早ということで合意は得られませんでした。3月議会に向けては、この廃止の提案をすることに関して協議することに対しては反対する会派の代表者はいませんでした。そういう点でなぜ今回出してきたのかについて、まずお尋ねをいたします。

○15番（鷺野聰明君）

真野議員の質問にお答えします。

我々、会派代表者会議に出ておりまして、我々としては一貫として、拙速に今、即決めるというのではなく、十分委員会付託して、議運等で総合的に勘案して検討したらどうなの、ゆっ

くり時間をかけて十分に議論していきたい、そしてまた報酬審議会の答申等を尊重することの重要性とか、あるいは市行政当局との意見交換やら、いろんな角度から総合的に検討して協議しながら進めていきたいということで、今回、委員会付託、あるいは後ほどの議案で進めますけれども、そのような形で進めたいと思います。

○10番（真野和久君）

慎重に議論をしていくということであれば、しかも今後この後で委員会付託をしながらも継続審査にしていくというような提案が出されていますが、ということであれば、何も今回出す必要はなくて、3月議会で全会一致で出していくべきではないかというふうにも思います。そういう形でいうと、継続審査ありきで、まず最初に出してしまうということは、代表者会議等の議論を踏まえても問題ではないかと思しますので、その点について、これから審議していくのであれば、なぜ今回出さなければならないのかについて、もう一度確認をしたいと思します。

○15番（鷺野聰明君）

なぜ今回出さないかんということでございます。

これは会派の代表者会議でも言いましたが、それぞれ議運等で議論していくことが必要なのではないかと。結果だけじゃなくて、議会の基本条例にしても、あるいは2常任委員会の決定にしても、時間をかけて総合的に判断した上できょうの可決に至っております。そんな形で、これからも時間をかけて各議運等で委員会へ付託して、十分皆さん方の意見を聞きながら、できるだけ総意になるように合意することを努力して進めていただきたいなあと感じております。

○議長（大島一郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」の声あり〕

大野則男議員。

○8番（大野則男君）

それでは、発議第6号についてお尋ねしますが、今、鷺野議員から御提示をされて御答弁もありましたが、さまざまな総合的なというお話の中で、何がそうすべきなのかということをも具体的に、委員長歳費だけではなく、総合的にというお話がありましたので、総合的にということは何を示しておられるのか、お尋ねをいたします。

○15番（鷺野聰明君）

お答えします。

報酬審議会ということも言いましたけれども、常任委員長さんの仕事が、議長さん、副議長さん等との仕事の違いがどんなところにあるか、どういった仕事をされているかということも慎重に議論しないと、他市9市が無料だから、手当がないから即なしにせないかんという今議論だと思しますが、他市、愛西市も含めて9市を比較しますと、日当等は愛西市以外は全部ついています。あるいは、政務調査費は6市で使っております。また、期末手当は月数が市町によっても違います。また、報酬審議会を尊重することは大切だと思いますし、また行政との報

酬等を変更する場合に事前の調整等も必要かと思って、そういったことを総合的に議論していくことが大切、足跡をつけて決めていくことが大切だと思います。これは12月に入ってから出てきた、私も初めてですけれども、議会事務局としても初めてつかんだ情報かと思いますので、そのような形で慎重に議運で検討していただきたいということを感じております。

○8番（大野則男君）

それでは再質問として、今、お答えを頂戴いたしました。政務活動費もつけるべきだという議論をすべきだ、日当もつけるべきだ、議論すべきだ、それと今、審議会のお話も頂戴しました。本当にこれでいいのかという思いでいっぱいなんですけど、再度、今、議長・副議長、それから常任委員会の委員長さんのお仕事、最後にお話がありました。鷺野議員さんにおかれては委員長もお務めでございます。本日も委員会報告を淡々と読み上げていただきましたけど、委員長報告はみずから自分でつくられておられるのか、そして委員会のマニュアル、進め方、それも自分でプロセスを踏んで想定して日々つくってこられてやっておられるのか、お尋ねをいたします。

○15番（鷺野聰明君）

上程された議案の内容以外のことはお答えいたしません。しかし、これから3月議会、あるいは新しい任期の6月議会も始まるわけですが、委員長報酬のみならず、内容によっては修正とか、あるいは追加を必要とする場合があるかもしれません。また、さらには審査期間をさらに延長するということもあり得るかもわかりません。これは継続していくということが大切ですので、できるだけ早期に皆さん方と合意できるように、皆さん方が努力して公平な報酬等にしてくれたらいいんじゃないかなあということを感じております。

〔「議長」の声あり〕

○議長（大島一郎君）

2回までですので。

○8番（大野則男君）

ただいま鷺野さんのお話で、僕の質問に対して議題以外のことなんでお答えをしない。僕が鷺野さんのお話を聞いて、それに対して質問をしていることに対して答えられないという話は、議長、いかがですか。答えていただくように指示していただけませんか。

○議長（大島一郎君）

3回目です。2回は終わりましたので。

〔「答弁漏れ」の声あり〕

鷺野さん、もう一度言ってください。

○15番（鷺野聰明君）

どの部分に対して答弁漏れでしょうか。

○8番（大野則男君）

委員長としての役割と責任というお話です。

○15番（鷺野聰明君）

委員長としての責任と役割、委員長としての仕事は粛々と進めている予定でございます。また、未熟なため、できていないところがあれば、委員の皆さんから御指摘いただきたいなあと、思います。謙虚に反省すべき点はしたいと、思います。以上です。

○議長（大島一郎君）

他にありませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

きょう驚野議員が提案されているのは条例の改正ということであって、報酬審議会で決めてほしいという要望とかそういうのではなく、条例をこう改正したいというものであります。これから議論してほしいのであれば、全員協議会できちんと報酬審議会に、議会として市長側にその審査を始めてくださいとか、皆さんこの件についてどう思いますかというところで、意見を取りまとめてから条例改正案をつくるのが本来の姿ではないですか。それをもう既に、これでいくんだということで本会議のほうに発議をしてしまってから、それでこれに賛同してくれ、という、さっきのこれからしっかりと審議していくためにきょうは発議したとおっしゃるんですけれども、それではちょっとほかの議員の人たちに説明責任が果たせていなくて、議会基本条例にしても何にしても、まずは全員協議会で話し、合意をとり、それで条例改正をしていくというプロセスが本来の姿ではないかなと思うんですが、なぜそういったプロセスをとらずに、最終日に条例改正という形でしていらっしゃったのか1点お聞きしたいのと、それから先ほどから私も2委員会のことがとても気になります。驚野議員も委員長の報酬、3が2になればメリットがある、そこで減らしてタブレットとか政務活動費を上げていかなきゃいけないからという話を議運の中でされている。それと同じ発議をしながら、こちらでは委員長の報酬を減らすんだと。財政的メリットなんてないじゃないですか。今の驚野議員の主張であれば、委員長報酬をなくせば、3を2にしたってメリットがないじゃないですか。その辺、驚野議員はどう考えて本日、この2つの発議をされているのか。その点について、2点お伺いしたいです。

○15番（驚野聰明君）

今、最初の報酬審議会に諮ってそれぞれやったらどうだという意見もございましたが、これは報酬審議会に諮っていただくという前に、議運等で報酬審議会の答申を尊重するということが確認できていれば、そういうことも市長さんをお願いできますけれども、報酬審議会を尊重するか尊重しないかわからんという状態で、市長さんに報酬審議会を開いてほしいというのはどうかと思います。その辺を皆さんで議論してからじゃないと、先に先に走れないわけですね。検討した上で進みたいと。議運の委員長さんを中心に、いろんな意見も出てこようかと思いません。

また今、財政的なカット、報酬削減で財政的な根拠はないんじゃないかと言っていますけど、まだ決まったわけじゃないもんで、一つ一つ決めてから前へ進んだらいいと思う。2委員会というのもきょうで可決になりましたけれども、何でもそうですけれども、皆さん方の意見を聞

きながら、知識を共有しながら進めていきたいと。しっかりと報酬をどうするかということを中心に、議会の場をおかりしてきょう提案させてもらったわけでございます。

○2番（吉川三津子君）

今、報酬審議会を重視していかなければいけないという話が出ました。重視するのであれば、それを待たずとして条例改正を出してくることも自体、おかしい話なんです。それを一度説明していただきたいのと……。私、まだ言います、鷺野議員。まだ手を挙げないでください。

あと、皆さんに議論していただきたいというのであれば、このがちがちの発議をしちゃったんでは、マルかペケしかできないじゃないですか。なぜその前に、全協なり、活性化協議会なり、みんなで議論して改正案をつくらないのか。そこが一番の私は、鷺野議員も議会基本条例の策定の委員に入っていたらいいと思います。その中で、そういったメンバーがこういったプロセスを踏んでしまうということはなかなか納得がいかないことでございます。この審議会の、先ほど重要であるならば、この条例改正が出てくるのはおかしい。おかしいんでないのであれば、きちんと私にわかるように説明してほしい。がちがちのものをつくるのは、みんなでつくるわけですよ。それを最初に出してしまったんでは、みんなマルかペケしかつけようがなくなっちゃう。議会基本条例の中の討議が大切だということが無視される議会運営になっていくんですよ。その辺について御意見をいただきたいと思います。

○15番（鷺野聰明君）

がちがちの条例提案ということですが、先ほども答弁の中で言いました。内容によっては修正や追加が必要になることもあり得ますというふうに言っていますので、何が何でもこれというか、これを基本に議会運営委員会等で協議していただきたいなあと思います。全く吉川さんに全部わかってもらおうとは思っていませんけれども、公平な立場でいい形のものをつくり上げていていただきたいなあというふうに願望しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大島一郎君）

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

発議第6号についてお尋ねをいたします。

今議論されておりますけれども、こういう議員にかかわる問題については、全協とか、議員間討論とか、そういう中で議論されて議会運営委員会の提案というのが本来の姿だと思いますが、この点についてどのように考えておられるのか。

また、議会運営委員会の提案じゃない形をとられたというのはどういう意図があって提案されたのか、お尋ねしたいと思います。

○15番（鷺野聰明君）

会派代表者会議等でも、こんなような内容は12月議会でも決定できるんじゃないかという意見の会派長さんも多々見えました。そういった意味で、今回、きちっとした議会の案件として提出させていただきました。最終的な合意案等については議運等に一任していきたいと、この

案でございますが、議会運営委員会で詳細は詰めていただきたいなあということでございます。

○9番（加藤敏彦君）

私、そんなことを聞いておりません。愛西市議会として、こういうような議案、議員にかかわる議案は、議員で十分議論して議会運営委員会で提出すべきものじゃないか、それが本来の姿ではないかという点についてお答えされていないと思います。きちっと、まずそこが基準じゃないかという点についてどのようにお考えになるか。また、なぜこういう形にされたのかについてお尋ねしておりますので。これは再質問とは思いませんけどね。

○15番（鷺野聰明君）

早急に決めてほしいと言われたのは、むしろ皆さん方の会派長さんでございますので、私がすぐ12月議会にということは当初思わなかったんですけども、12月議会に何らかの結論を見せたいという、むしろおたくの会派長さんから言われたことでこちらになっていきますので、正式に議案として出させてもらいました。

○9番（加藤敏彦君）

ちゃんと答弁してよ。本来の姿はどうあるべきかということ聞いておるの。

○15番（鷺野聰明君）

今は本来のあるべき姿ではないかもしれませんが。1年、2年かけて、議会基本条例とか、あるいは委員会条例、2委員会の変更といいますか、あれでも半年、1年かけて決めてきておりますので、急遽行動に移るべきだ、削除すべきだという意見等もございましたので、総合的に勘案してこういう形になりました。

○議長（大島一郎君）

静かにしてください。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・委員会付託について及び日程第36・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第35・委員会付託について及び日程第36・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題といたします。

先ほど提案説明のありました発議第6号につきましては、議会運営委員長より、会議規則第109条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、発議第6号を議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査に付すことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「議長」の声あり〕

大野則男議員。

○8番（大野則男君）

賛否をとる前に、私はこの暴挙、賛否に加わるわけにいきませんので、退席させていただきます。

〔8番・大野則男議員、18番・堀田清議員、19番・大島功議員、20番・大宮吉満議員 退場〕

○議長（大島一郎君）

再度申し上げます。議会運営委員長の申し出のとおり……。

〔「議長」の声あり〕

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

質問ですけれども、よろしいですか。議長に対しての。進め方に関しての。進め方に関しての質問なんで、ちょっとさせてください。

○議長（大島一郎君）

はい。

○10番（真野和久君）

先ほど、私も議運の委員なので、議運での話し合いについては、賛成はしませんでした、流れは把握しておりますが、ただ、今回上程されて、委員会付託をされる前に、先ほどの議会運営委員会の中で継続審査をやっていくんだというような、この発議に対して継続審議にするというようなことと継続審査をやるという、継続して審査をするということは、その辺のあたりがよくわからないんですけど、この点についてもう一遍ちゃんと皆さんに説明をしていただきたいと思います。

だから、本来であれば、この後委員会を開いて、その中でこの議案に関して、きょうじゅうには決着がつかないので継続審査にするんなら継続審査にするという形にまずすべきだと思うんですけど、その辺の順番について説明をお願いします。

○議長（大島一郎君）

けさの議会運営委員会において継続審査ということは決定されていますので。

○10番（真野和久君）

上程されていないもん、まだ。

○議長（大島一郎君）

議会運営委員会で上程するというので議案をやって、それに基づいて継続審査ということの決定になっておりますので。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

ちょっと進め方について教えていただきたいことが。

○議長（大島一郎君）

はい。

○2番（吉川三津子君）

普通ですと、議会で取り扱うかどうかということを経験のほうで決定して、それで本会議の中で委員会に付託するのかどうかを決められるわけで、まだ本会議にも上がっていないものを議会運営委員会で継続審査にするとかどうのこうのとできるのかどうかというところを教えてくださいたいんです。全く今回プロセスが違うと思うので、そこが私、混乱していますので、教えてくださいたいと思います。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（大島一郎君）

議案整理のため、休憩とします。

午後2時51分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、再開します。

地方自治法の規定なんかには、継続審査の対象となる事件は特に限定されておらず、審査事件、調査事件のいずれにあっても差し支えがなく、あらかじめ委員会に付託されていたものである必要もない。なお、付託されない事件の場合には○○委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とする旨、本会議で議決するということになっておりますので、先ほど申し上げましたように進めておるわけですが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次に、日程第35・委員会付託について及び日程第36・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題とします。

先ほど提案説明がありました発議第6号については、議会運営委員長より、会議規則第109条の規定に基づき、継続審査の申し出がありました。

そこでお諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、発議第6号を議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査に付することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第6号につきましては、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

〔8番・大野則男議員、18番・堀田清議員、19番・大島功議員、20番・大宮吉満議員 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

それでは、以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、平成29年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月29日よりお願いをいたしました本定例会でございますが、2点の追加議案をお願いし、議員各位におかれましては、いずれの議案に対しましても慎重かつ活発な御議論をいただき、また本日御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。一般質問、議案質疑等において御発言いただきました御意見、御質問、御指摘などにつきましては、その内容につきまして改めて確認をし、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

今議会では、愛西市の最上位計画であります第2次愛西市総合計画の御審議、御議決を賜り、まことにありがとうございました。今後におきましては、実施計画により具体的な施策を明らかにし、将来都市像である「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に邁進する所存でございます。持続可能でありつつ、魅力あふれるまちづくりを市民の皆様方と協働により進めてまいりますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

現在、来年度、平成30年度当初予算編成作業を進めておりますが、招集挨拶の際にも述べさせていただきましたとおり、地方財政においては依然として厳しい状況にあります。今後も持続可能な行政運営を目指し、各種計画の策定や計画の推進など順次進めていきたいと考えております。

さて、師走に入り、また寒暖の差も一段と厳しくなっております。また、各小・中学校におきましては、本日、終業式を迎えました。議員各位におかれましては、体調管理に十分気をつけていただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

これにて平成29年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後3時04分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

大島一郎

会議録署名議員
第15番議員

鷺野聡明

会議録署名議員
第16番議員

八木一